

第 9 6 号議案

令和 4 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 4 年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算を提出する。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和４年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

令和４年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，８５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０，６７６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年１１月３０日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 1	千円 1,852	千円 1,853
	1 繰越金	1	1,852	1,853
歳 入 合 計		38,824	1,852	40,676

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 27,747	千円 1,852	千円 29,599
	1 施設管理費	27,310	1,852	29,162
歳 出 合 計		38,824	1,852	40,676

[illegible]

2	歳入	
4	款繰越金	1,852千円
1	項繰越金	1,852千円

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	千円 1	千円 1,852	千円 1,853
計	1	1,852	1,853

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	千円 1,852	前年度繰越金 千円 1,852

3	歳	出	
1	款	総務費	1,852千円
	1	項	施設管理費
			1,852千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 27,310	千円 1,852	千円 29,162	千円	千円	千円	千円 1,852
計	27,310	1,852	29,162	0	0	0	1,852

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	千円 11	勤勉手当（再任用職員） 千円 11
22 償還金利子及び割引料	1,841	へき地診療所運営費補助金返還金 1,841